甲欄
~~乙欄~~

25年分 給与所得 退職所得 に対する所得税源泉徴収簿

所属		住所	(郵便番号 165-0031) 東京都中野区上鷺宮4-3-19-105	氏名	(フリガナ) ライト タロウ らいと 太郎 (生年月日 昭和60年01月01日)	整理番号	100
職名							

区分	月区分	支給月日	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額
給料・手当等	1	01・25・	370,000 円	52,851 円	317,149 円	1 人	7,470 円	円	7,470 円
	2	02・25・	404,300	52,851	351,449	1	9,350		9,350
	3	03・25・	370,000	52,851	317,149	1	7,470		7,470
	4	04・25・	410,425	52,851	357,574	1	9,840		9,840
	5	05・25・	390,000	52,851	337,149	1	8,210		8,210
	6	06・25・	370,000	52,851	317,149	1	7,470		7,470
	7	07・25・	370,000	52,851	317,149	1	7,470		7,470
	8	08・25・	370,000	52,851	317,149	1	7,470		7,470
	9	09・25・	453,400	57,834	395,566	1	13,030		13,030
	10	10・25・	445,000	57,834	387,166	1	12,290		12,290
	11	11・25・	445,000	57,834	387,166	1	12,290		12,290
	12	12・25 12・25	445,000	57,834	387,166	1	12,290	-18,850	-6,560
	計		① 4,843,125	② 654,144	4,188,981		③ 114,650	-18,850	95,800
賞与等		・					(税率 %)		
		・					(税率 %)		
		・					(税率 %)		
		・					(税率 %)		
	計		④	⑤			⑥		

前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額 円

同上の税額につき還付又は徴収した月区分	月別	還付又は徴収した税額	差引残高
	月	円	円
	月	円	円

扶養控除等の申告	控除対象配偶者 一般	控除対象配偶者 老人	一般の控除対象扶養親族	特定扶養親族	老人扶養親族 同居老親等	老人扶養親族 その他	障害者等(該当を○で囲む。)	配偶者の有無
申告の有無	当初 有・無	当初 有・無	当初 人	当初 人	当初 人	当初 人	当初 人	・障害者 本人・配・扶(人) ・特別障害者 本人・配・扶(人) ・同居特別障害者 配・扶 (人) ・寡婦・特別の寡婦 ・寡夫 ・勤労学生
	月日 有・無	月日 有・無	月日 人	月日 人	月日 人	月日 人	月日 人	
	月日 ㊒・無	月日 有・㊖	月日 人	月日 人	月日 人	月日 人	月日 人	

従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数 当初 人 月 日 人 月 日 人

区分		金額	税額
給料・手当等	①	4,843,125	③ 114,650
賞与等	④	0	⑥ 0
計	⑦	4,843,125	⑧ 114,650
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	3,332,000	配偶者の合計所得金額 (円)
社会保険料等控除額 給与等からの控除分(②+⑤)	⑩	654,144	個人年金保険料支払額 (円)
社会保険料等控除額 申告による社会保険料の控除分	⑪	0	旧長期損害保険料支払額 (0 円)
社会保険料等控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑫	0	⑩のうち小規模企業共済等掛金の金額 (0 円)
生命保険料の控除額	⑬	0	⑪のうち国民年金保険料等の金額 (0 円)
地震保険料の控除額	⑭	0	
配偶者特別控除額	⑮	0	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	760,000	
所得控除額の合計額(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰	1,414,144	非課税額 (198,024 円)
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び算出年税額	⑱	(1,000円未満切捨て) 1,917,000	⑲ 95,850
(特増等)住宅借入金等特別控除額			⑳ 0
年調年税額(⑲-⑳、マイナスの場合は0)			㉑ (100円未満切捨て) 95,800
差引超過額又は不足額(㉑-⑧)			㉒ -18,850
超過額の精算 本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額			㉓ 12,290
超過額の精算 未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額			㉔ 0
超過額の精算 差引還付する金額(㉒-㉓-㉔)			㉕ 6,560
超過額の精算 同上のうち 本年中に還付する金額			㉖ 0
超過額の精算 同上のうち 翌年において還付する金額			㉗ 0
不足額の精算 本年最後の給与から徴収する金額			㉘ 0
不足額の精算 翌年に繰り越して徴収する金額			㉙ 0

年末調整